

社会福祉法人光明寺福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光明寺福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の支持または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会および評議員会等に出席した場合の費用弁償

大野市内	2,000円
------	--------

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

大野市内	5,000円
------	--------

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年12月14日から施行する。